

## 現所有者指定申告書

令和 年 月 日

(あて先) 徳島市長

【申告人氏名 \_\_\_\_\_】

被相続人が所有していた固定資産の相続登記が完了するまでは、地方税法第384条の3及び市税賦課徴収条例第57条の4の規定により、次の相続人が現所有者になることを申告します。この申告は、相続権利者全員の同意を得たものです。

また、この申告における現所有者を、地方税法第9条の2第1項の規定における被相続人の固定資産税の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受け取る代表者として指定することに同意します。

※二重線の枠の中にご記入ください。

被相続人 (亡くなられた方)	氏名	ふりがな	義務者コード	
			単独 共有	
	生年月日	明・大 年 月 日 昭・平	死亡年月日	昭・平・令 年 月 日
住民登録住所	〒 都道府県 市区郡			
現所有者	氏名	ふりがな	義務者コード	
		個人番号( )		
	生年月日	昭・平 年 月 日	被相続人との続柄	
	住民登録住所	〒 *被相続人と同じ場合は「リ」 都道府県 市区郡		
連絡先電話	*昼間に連絡がとれる番号をご記入ください 携帯可			
現所有者以外の相続人	氏名	(続柄)	住所	
	氏名	(続柄)	住所	
	氏名	(続柄)	住所	

※ 現所有者の設定は来年度課税分からとなります。本書類の提出後も本年度内につきましては被相続人の名前で文書が届きます。

※ この申告で登記名義人が変わることはありません。また、相続関係確認のため戸籍調査を行うことがあります。

※ 滞納が発生した場合には、相続人を調査した上で相続人に課税されます。

※ 賦課期日において登記名義人が変更している場合は、登記名義人が納税義務者となります。

受付	口座振替	<input type="checkbox"/> 申告人の本人確認 <input type="checkbox"/> 戸籍調査(戸籍添付) <input type="checkbox"/> 被相続人との相続関係確認	共有代表変更
	あり・なし ※ありの場合、納税課を案内 口座振替解除の説明	備考	コード: 地区: 処理済 ・ 処理なし
特宛入力	担当者 確認		